

国民健康保険のお知らせ

12月1日は被保険者証の更新日

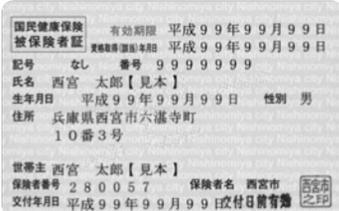
被保険者証、加入・脱退について
...国民健康保険課(0798・35・3117)
納付相談について
...国保収納課(0798・35・3091)

国民健康保険(以下、国保)は、職場の健康保険などに加入していない人を対象とした公的医療保険制度です。

ここでは12月に新しくなる国民健康保険被保険者証(以下、被保険者証)や、加入・脱退の手続きについてお知らせします。

新しい被保険者証を送付

新しい被保険者証=右写真参照=は、今までと同じ紙カード様式で、1人1枚です。色が現在の「藤色」から、「もえぎ色」に変わります。



現在の被保険者証 有効期限は11月30日

被保険者証が届いたら、まず「交付日前有効」の記載の有無について確認してください。記載のあるものは届いた日から、記載のないものは12月1日から使用できます。

被保険者証のカバーを配布

被保険者証のカバーを希望する人に次の窓口で配布しています。

【配布窓口】国民健康保険課(市役所本庁舎1階)、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション

休日納付相談を実施

保険料の滞納により、新しい被保険者証を郵送できない世帯を対象に休日納付相談を行います。対象の世帯には事前にハガキでお知らせします。

【日程】11月28日(土)・29日(日)の午前9時~午後5時半

【場所】国保収納課(市役所本庁舎1階)

加入・脱退の手続きについて

日本では、全ての人が安心して生活できるように、国民皆保険制度(国民全員が何らかの医療保険に加入する制度)がとられています。

祝日を除く)に届け出て下さい。なお、事前に手続きをすることはできません。

下表の事実が発生した場合は、14日以内に、国民健康保険課(市役所本庁舎1階)または各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション(土・日曜、

※職場の健康保険などに加入したときは、忘れずに国保の脱退手続きを行ってください。脱退手続きがない限り、国保の加入者として保険料の請求が続きます。

●加入の手続きについて

Table with 2 columns: 手続きが必要なとき, 必要なもの. Rows include: ほかの市町村から転入した, 職場の健康保険を脱退した, 子どもが生まれた.

※被保険者証の即日交付を希望する場合、運転免許証やパスポートなどの顔写真付き公的証明書が必要です

●脱退の手続きについて

Table with 2 columns: 手続きが必要なとき, 必要なもの. Rows include: ほかの市町村へ転出した, 職場の健康保険に加入した, 国保の加入者が死亡した, 世帯主が変わった.

「赤ちゃんへの手紙」 ツイッターで配信開始

市は、来年2月に「赤ちゃんへの手紙」の冊子第2弾を発行する予定です。これに先立ち、市の公式ツイッターで、毎週水曜日に1通ずつ「手紙」の内容を配信しています。



「赤ちゃんへの手紙」とは...

平成19年度から実施している事業で、市内の小学生たちが赤ちゃん宛てに書いた手紙を、出生届を提出する保護者に贈り、西宮市に生まれてきた赤ちゃんの誕生の喜びを分かち合うもの。

冊子第2弾発行の詳細については、2月以降に本紙や市のホームページでお知らせします。

問 赤ちゃんへの手紙について
...文化振興課(0798・35・3425)
市公式ツイッターについて
...広報課(0798・35・3400)

高齢者と医療・介護関係者つなぐ 地域連携ノートの名称募集

市は、「地域連携ノート」の名称を募集します。このノートは、要介護高齢者などで在宅療養をしている人が、住み慣れた地域で自分らしい在宅生活が送れるように、本人や家族と医療・介護関係者が情報を共有・交換するためのものです。

採用されたものは、来年2月以降に本紙や市のホームページで発表します。なお、著作権は市に帰属。

【応募方法】名称(ふりがな)、名称をつけた理由、住所、氏名、電話番号を書いたものを郵送かEメールで12月1日(必着)までに福祉のまちづくり課(〒662-8567六湛寺町10-3市役所本庁舎3階)vo_fukumachi@nishi.or.jpへ。持参も可

問 福祉のまちづくり課(0798・35・3135)

市政情報や市内の旬な情報などを発信

西宮市公式ツイッター (https://twitter.com/nishinomiya_shi)



広告



阪神米穀のお米

えべっさん

■本社 TEL.0798(26)0221(代表)
■http://www.ebessan.jp

家族みんなで生活に運動を取り入れよう

生活にリズムを作るには、規則正しい食事に適度な運動が不可欠。きちんとごはんを食べて、体を動かすことを生活の中に取り入れましょう。

阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう県民・国民運動」を応援しています。

広告

JR西宮駅南側 徒歩2分(国道2号線沿い)

借金問題 任意整理 自己破産 個人再生 過払金請求

☆過払金請求は、取引終了後10年で時効。お早めに!
☆借入先が分かれば、資料なしでもOK。

相続 交通事故

離婚

その他、民事事件一般

◎相談料：何度でも無料!

☆法律相談：夜間・休日対応可。
☆予約受付：平日9時~17時

西宮法律事務所

電話番号 0798-26-2726

兵庫県弁護士会所属
弁護士 芦原 健 弁護士 楠元 亨
西宮市松原町4番1号西宮ステーションビル302

http://www.nishinomiya-law.jp/

